

# 憲法改正の法理と手続

比較憲法学的考察を中心

A5判上製箱入一八〇頁 定価三、〇〇〇円(特価一、七〇〇円)

本書は、これまでに、日本国憲法の改正に関する法理と手続について、これほどまとまつた解説書がなかつただけに、貴重な労作といえ、その点で、法学者、立法者、行政者にとつて、まさに必携の書

瀬戸山三男著

## 改憲論語

新・日本国憲法制定論

四六判

一二五二頁

定価一、五〇〇円

日本工業新聞社刊

現憲法はどう改めるか！現文相・前自民党憲法調査会長が書き下した憂国の新・憲法制定論

自主憲法期成議員同盟・自主憲法制定国民会議編・発行

## 現憲法のどこを、どう改めるか

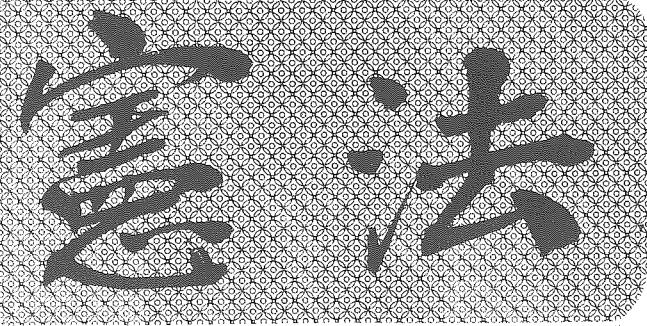
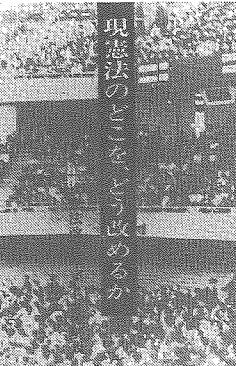
### ●第一次憲法改正草案とその解説

新書判

七六頁

定価五三〇円

現憲法には、制定当初からの不備があり、また社会情勢の進展に伴つてその条文と現実とのギャップがますます広がっています。改正点は無数にあります。改正点は、その中から弊害の著しいもの、学問的に妥当でないものを中心に、二十五項目の改正点を洗い出し、分かりやすい解説も付してあります。現憲法のどこにいかなる問題点があるかを知る必携の書



■題字は岸信介元総理

## 第16回 自主憲法制定国民大会報告号



●憲法を改めて時代を刷新しよう！

自主憲法制定国民会議・自主憲法期成議員同盟

いずれも御注文は 自主憲法制定国民会議

振替東京 6-22879



▲熱弁をふるう増田甲子七会長代理



▲岸 信介会長



▲熱気あふれる満員の会場



▲壇上向かって左、発表者と主催者側



▲壇上向かって右、各界からの来賓

## 一、国歌斉唱（一回）

二、開会の辞 自主憲法制定国民会議副会長 池田 清志…………①

三、会長挨拶 自主憲法制定国民会議会長代理 増田甲子七…………②

四、運動方針 自主憲法期成議員同盟事務局長 清原 淳平…………⑥

## 五、推進の言葉

自由民主党代表 衆議院議員

自由民主党国民運動本部長 中山 正暉…………⑧

議員同盟代表 参議院議員

駒沢大学教授 板垣 正…………⑩

文化人代表

日本婦人連合会会長 荒川 綾…………⑭

婦人代表

国際勝共連合 竹花 光範…………⑫

青年代表

西田 憲俊…………⑯

九、大会決議

新日本協議会 田中 健之…………㉑

七、記念講演 戰後政治と憲法問題

政治評論家 藤原 弘達…………㉏

八、閉会の辞

日本郷友連盟会長 廣瀬 禁一…………㉓

九、万歳三唱

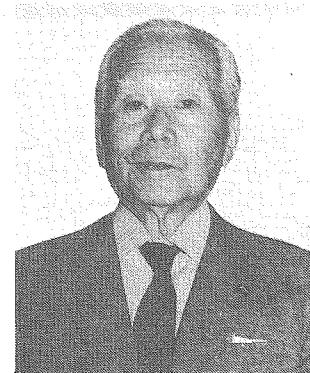
東京大学名誉教授 宇野 精一…………㉔

## ●開会の辞

## 改憲派議員を 支援し当選させよう！

元衆議院議員  
自主憲法制定国民会議副会長

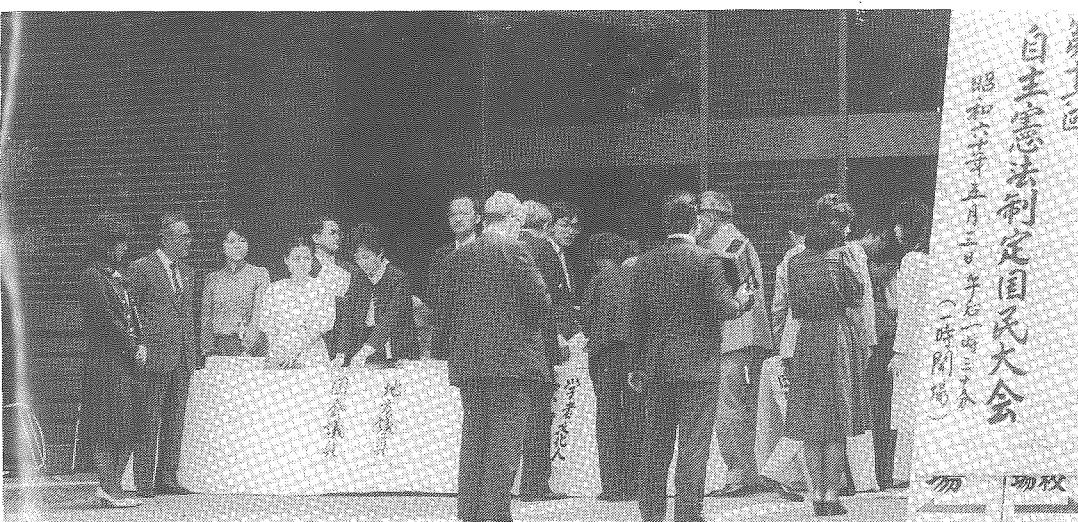
池 田 清 志



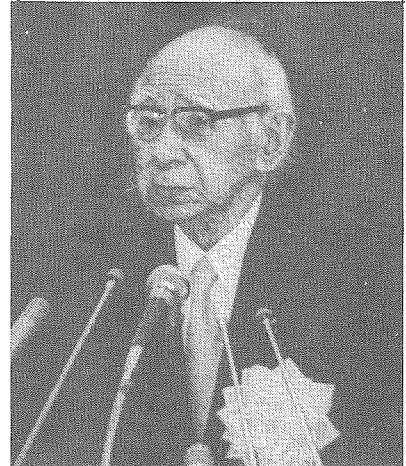
ただ今から、第十六回自主憲法制定国民大会を開会いたします。（拍手）現行日本国憲法は、憲法議会と呼ばれた第九十帝国議会における審議の中にも、この憲法はわが国体にそぐわないとか、国民性、国民の自由意志に反するものであるとか、いろいろ反対議論が行われましたが、占領下のこととてほぼ連合国案のまま罷り通り、三十八年たった今日まで国民の前に立ちはだかっているのであります。（拍手）私どもは、改憲――、自主憲法制定を提唱して今日まで参り、この全国大会も回を重ねますこと十六回と相成りました。しかるに、いまだその実現をみないことは、遺憾にたえません。国会においては、憲法はタブー視されましたが、過般の中曾根総理の発言で、憲法論議は自由となりました。一步前進ですが、私は、さらに一步を進めて、国会に憲法調査会を設け、衆参両議員が国民の前に、その善悪賛否の議論を展開

すべきであると提唱するものであります。また、中曾根総理も改憲のことを政治日程にあげるべきであります。（拍手）憲法の改正は、衆参両院の総議員の三分の二以上の賛成を得て、国会がこれを発議し、国民に提案してその承認を経なければなりません。ここにおいて、私は、この自主憲法制定国民大会を通じ、国民の皆さんに訴えたい。これから衆参両院議員の選挙に当たりましては、改憲志向の議員を支援し、その当選を期していただきたいと思います。（拍手）かくて、憲法改正に賛成の議員は三分の一以上となり、自主憲法制定は実現されるであります。（拍手）終わりにのぞみ、今日の大会は自主憲法制定実現のために、きわめて重大なかかわりをもつものであることを十分に認識せられ、この大会運営に御協力賜りますよ、お願ひ申し上げまして、開会の辞といたします。（拍手）

自由民主党代表	衆議院議員	中山 正暉…………⑧
議員同盟代表	参議院議員	板垣 正…………⑩
文化人代表	駒沢大学教授	竹花 光範…………⑫
婦人代表	日本婦人連合会会長	荒川 綾…………⑭
青年代表	国際勝共連合	西田 憲俊…………⑯
九、大会決議	新日本協議会	田中 健之…………㉑
七、記念講演	戦後政治と憲法問題	藤原 弘達…………㉏
八、閉会の辞	日本郷友連盟会長	廣瀬 禁一…………㉓
九、万歳三唱	東京大学名誉教授	宇野 精一…………㉔



▲続々とつめかける熱心な参会者



## 不退転の決意で 自主憲法制定の実現を！

——吉田元総理も自主憲法を念願していた

自主憲法制定国民会議会長  
自主憲法期成議員同盟会長 代理

増 田 甲 子 七

私は、この明治神宮会館には、五月三日に毎回出席をいたしておりますけれど、壇上において発言をいたしたのは、今日が初めてでござります。

しかし、みなさまと同様、日本が独立国になつた以上は、自前の憲法を持つべきであると。寸の合わない、いわば出来合いの、どこの国にも例のないような憲法を与えられて、「護憲、護憲」といつて、本日は喜ぶべき日ではない、ということについては、私もまた、みなさまと同様に、決して人後に落ちるものではございません。（拍手）

本日はやむを得ない事情で、岸信介会長にお出ましを願えません。そこで、みなさまの御推挙によりまして、私が会長代理としての御挨拶を申し上げます。

まず、何から申し上げたらよいか。これは非常に複雑多岐にわたるものでございまするから、私の経験した範囲内のことについて申し上げ、かつ今日は、憲法学界の有力なる学者、諸先生も見えていらっしゃいますから、その前において証言を申し上げる。これは民事・刑事法廷などで証言を述べることよりも、もっと広く、国民のみなさまの御諒承を得るという立場で申し上げるわけでございます。

さて、私は昭和二十年の十月、終戦直後に福島県知事に任命されました。選挙ではございません。

そして、浜口雄幸、幣原喜重郎、伊沢多喜男と、この三名の御指導を受けまして、成長した者でござります。あれは昭和二十一年一月十二日のことでございましたが、私は幣原総理をおたずねして、総理大臣室へ参りました。総理はよろこんで、福島県知事増田甲子七を見下さつたのでございます。  
そこで、幣原総理の言われたことを、まず申し上げます。「増田君！ 困ったことになつた。君もさぞ驚くことであろう。しかし、究極のところ日本は天皇制を護持することができたから、これで我慢をしてくれ。いろいろ悪い点もあるうが、それは後で直せばいいということで、増田君、許してくれないか」と、こう言わなながら、ハンケチを取り出してさめざめと泣かれたのでございます。内閣総理大臣幣原喜重郎先生が、福島県知事増田甲子七の前で、男泣きをされたのでございます。（拍手）

そこで、私はこう申し上げました。「われわれとしての念願も、ます国体の護持です」と。今の言葉で申すならば、「天皇制の堅持である」と。だから「それができれば後のことは……」といつても、まだ先のことまで見通していたわけじやありませんよ、終戦の翌年のことなんですから。しかし、ともかく後のこととは後のこととして、「われわれの努力によつて直していくましょ。今は仕方ないじやないですか、占領されているんですから。幣原さん、そんなに泣かれなくともいいですよ」と、こうお慰め

したわけです。いまになつて考えますと、増田甲子七としては、一種の僭越であつたかもしません。

これがどんな問題につながるかといいますと、岸信介先生が自由党の憲法調査会長をされましたのは昭和二十九年でございますが、そのあと、昭和三十年に、自由党と民主党がいつしょになつた時に、まず基本綱領ができました。そのなかで、われわれの手で、われわれの自主憲法を制定するのである、ということを固く誓つて、今日に及んでいるということでござります。（拍手）

つまり、当時は占領軍の命令で、わが国の国情にあわない憲法を無理矢理に押しつけられたわけで、これが後に憲法調査会というものが、法律によつて内閣にできた所以でございます。近衛文麿公はマッカサーに会いに行かれた時に、秘書官のホイットニーという少将から、「あなたが憲法第九条について指示したのですか。それとも幣原さんですか」と、どちらが発案者かということを、ついぶんしつこくさかれたことが、憲法調査会の報告書にも書いてございます。憲法第九条と申せば、いうまでもなく例の戦争放棄、軍備をしないという問題でございますが、そのことについては、真相はどうしてもわからないというのが結論でございますけれど、もし幣原さんがそんなことを言い出されたのなら、私の前で男泣きをされるはずがありませんよ、みなさん。（拍手）ですから、幣原さんのことについては、どうか免責にしてあげて下さい。当時のあの困難な状況の中で、実によくつくされたのですから。

次は吉田茂さんになるわけでございます。御承知のように、昭和二十一年の六、七、八の三ヵ月にわたくつて、新憲法を審議するための、いわゆる憲法議会がひらかれ、現憲法はここで衆参両院を通つたわけでございます。むろん、新憲法草案に対しては、反対する人もありました。なかでも、「軍備のない国家なんて意味ないよ」と言つたのは、共産党の野坂参三君であります。私は、その時には北海道長官

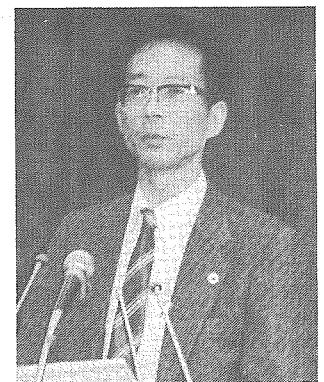
をしておりまして、その地からの政府委員でございました。その話はさておきまして、私は吉田内閣の官房長官を一度つとめました。幹事長も一度、自由党時代でございます。その時に、吉田さんがこの憲法について賛成させていたというよつたことが一部に誤り伝えられておりますけれど、吉田さんは「この憲法はよくない憲法であるから直す必要がある」と、私にはハツキリと言つております。（拍手）ただし、進駐軍の力は一度と借りたくない。だから、ジョン・フォスター・ダレスという、後に国務長官になつた人とも激論をしております。「今はこの憲法でやつていくけれど、いづれは自主憲法を制定せねばならぬ」と、くり返しますがハツキリと申されました。これが証言の内容でございます。（拍手）しかし、それには憲法改正の条項によつて、衆参両院議員のおのおの三分の二以上の方々<sup>かたがた</sup>が発議し、国民投票によつて賛否を問わねばなりません。賛否を問うというのは、一票でも多けりやいいんですよ。三千万票に対して、三千万一票あればいいんですから、その前にやつぱり国民的コンセンサスを得られるような気運を盛りあげなければならんと。そのために一所懸命やれ、というのが国葬をもつて葬られました吉田茂という大政治家の遺言でございます。（拍手）巷間でいわれているように、決して護憲などということではないということを、この際、証言を申し上げる次第でございます。（大拍手）

最後に、これは岸先生のお言葉になりますが、昨年のこの大会で、「私の目の黒いうちに、みなさまの手によつて国民運動を起こして、自主憲法をぜひとも制定する運びにしていただきたい。そうすれば、私は喜んでこの世を去つて、西方浄土から日本を見守るであろう」と、かような意味のことを切々と述べられました。同じ言葉を、私もまたここにくり返しまして、本日の御挨拶の結びといたしたいと思ひます。（拍手）ありがとうございました。（拍手）

## 自主憲法運動は「時代刷新」の烽火である

自主憲法制定国民会議事務局長

清原淳平



昨年は、なぜ今の憲法を改正しなければならないか、どこをどう改めるかについて、具体的に示すと共に、これを分かり易くどう説明するかが課題であると申し上げました。

今年も、これは継続してゆかなければなりません。なぜなら、護憲派は「平和憲法」といった単なる言葉のムードに酔い、あるいは、これまで三十数年、今の憲法でやつてきたからよいではないか、といった抽象論・心情論ですましており、彼ら護憲派には、内容的なもの、論理的なものは、ほとんどありません。（拍手）

これに対して、われわれ改憲派は、今の憲法の欠陥・弊害がどこにあるのか、具体的にどこをどう改めるか、提示しなければならない。つまり、ある程度、法律知識を学び勉強をしなければならない。その点では、護憲派の何層倍も勉強しなければならないので、引き続き憲法学者の先生方の御協力

を頂いて、分かりやすい改憲の資料を国民の皆様へ提供することが、今年も第一の課題となるわけであります。（拍手）なお、そうした日常活動のほかに、昨年五月以降今日までの活動として特筆すべきことは、去る三月二日に愛知県名古屋で行われた「天皇陛下御在位六十年奉祝大講演会」があります。この催しは、四年前に、愛知県で、三千人の自主憲法大会を開催した同志である自主憲法制定愛知県民会議の皆さんのが発案で、昨年の夏に本部へ御相談があり、

「来年は天皇陛下御在位六十年に当たることもあり、愛知県自主憲法が全国へ先駆けて奉祝大会を行いたい。また、その場合、単にお目出たいお目出たいですますのではなく、占領憲法によつて余りにも弱められた天皇の御地位・権限を、見直す大会にしたい」（大拍手）

と、いわれ、三月二日、名古屋市民会館大ホールにおいて、

ますので、自民党も私どものこの要望を、しっかりと受けとめて頂きたいと念願いたします。（拍手）

それにつけましても、ここでわれわれの運動について明らかにしておきたいことは、私たちのこの「自主憲法運動」は、単に憲法という法制度を改正するというだけに止まらず、近年ますますひどくなってきた「物で栄えて、心で滅びる」様相、例えば、毎日の報道に現われる、日本人の精神構造異変を思わせる異常事件の続発、さらには恐るべき教育荒廃の現実など、まさに「物で栄えて、心で滅びる」世相を是正しようという、「時代刷新運動」一種の「世直し運動」と考えていいる、ということであります。（拍手）

だからこそ、われわれは、この上に掲げてありますように、「改憲は、戦後の総決算」と位置づけ、「起こせ改憲論議」「もどせ日本の心」と謳い、また当会の長年のスローガン、「憲法を改めて、時代を刷新しよう」と呼びかけているのであります。どうか、今日お集まりの皆様方も、この自主憲法運動が必要性を訴えられ、本部から資料も送りますので勉強会を催すなどして、この国家的・民族的課題の実現に、ぜひお力を貸し下さるよう、お願いを申し上げまして、以上、運動方針とさせて頂きます。ありがとうございました。（拍手）

奉祝大講演会を開いたのであります。全国からお集まりの皆様も、どうか愛知県の同志の熱意をうけて、愛知県を手本にして、全国各地で「天皇陛下御在位六十年奉祝大会」を、ぜひぜひ催して下さるよう、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、特に御報告することは、去る一月二十二日の自民党大会において、岸信介会長はじめ議員同盟の努力によって、「自主憲法制定の決意」が昨年同様、自民党大会の運動方針、宣言、決議に掲げられたことあります。運動方針は長いので割愛させて頂きますが、自民党大会の宣言・決議の自主憲法制定に関する箇所を読ませて頂きますと、まず、宣言「自主憲法の制定は、わが立党以来の党是である。われわれは現憲法を見直し、その改正について絶えず研究、検討を重ね、国民的合意を得るよう啓蒙普及活動につとめる」とあります。また、大会決議では、「一つ、われわれは、立党以来の基本方針である自主憲法の制定について、広く国民の理解を深めるようにつとめる」とはつきり謳つたのであります。

ただ、私どもは、自民党がこうして、自主憲法制定を大会宣言・決議に掲げたことは、これは自民党の立党の精神として当然のことながら、私どもこれを大いに多としているわけであります。また、大会決議では、「一つ、われわれは、立党以来の、自主憲法の普及活動をそれほど積極的に行っていないことには、不満を抱いております。この不満はのちほど本大会の決議で、自民党への要望として提出されると思いま



## 世界戦略の中での主憲法制定を考える

衆議院議員  
自由民主党国民運動本部長

自由民主党代表 中山正暉

皆様もよく御存知の通り、陸戰法規に関する、明治四十年にオランダのハーベーで締結されました條約がございます。そ

の中には、戦闘に勝利して占領した国でも、被占領国の法律を変えてはいけないという条項があるわけでございます。また、フランス憲法の九十四条であったと思ひますが、外国の軍隊が国土の一部を占領している間に変えられた法律は、無効であるということが諱われております。しかるに、アメリカにさからつて戦争を仕掛けたということで、日本は再び立ちあがれないようにしようという占領軍の方針から、私達は今の憲法を押し付けられてしまつたわけでございます。（拍手）

アメリカには情報公開に関する法律がございまして、秘密に属することであつても、二十五年たちますと自動的に公開するという建前になつてゐるようですが、なぜか、憲法の問題だけはいまだにふれられておりません。どうも公開される

ベトナム、カンボジアなどがアメリカから見捨てられましたが、一番初めは中華民国でございました。私どもは、ここでしつかりと、かつて日本を頼りに、中国とソ連に対抗しようとていたアメリカの世界戦略が変化していることを認識しなければなりません。そして、もっと自主性をもつためには、國の大本である憲法を、自主的に制定しなければならないわけござります。（拍手）

その憲法改正を、一番はじめに、昭和二十四年に言い出したのは、日本共産党でございます。また、かつて社会党は、憲法二十九条で私有財産を認めるようなことをしたら、日本に革命が起らなくなるといつて、現憲法が提出されました時に、修正案を提示いたしました。採決に当たつては、日本共産党は全員が反対の投票をしております。それなのに社共はその後護憲に変わつてしましました。つまり、自由民主党は今日でも党大会で宣言・決議の中に、自主憲法制定の意志は決して失わないと、皆様に御提示申し上げております。（拍手）これに対し、当初この憲法は改正しなければならない、いや、この憲法は認めてはいけないと、こぞつて反対をした社会党と共産党が、まるで手のひらを返したように、今はこの憲法を守ると宣言しております。（笑聲と拍手）

それはともかくとして、では、われわれはいったい何をすればいいのか。われわれの子孫が、どこの國の属国民にされないために、今こそ自主憲法を制定して、『日本の心』を

ものと、永久非公開の秘密文書があるようでございます。

さきほどの増田甲子七先生のお話にもありましたように、吉田茂総理大臣はマッカーサー元帥と七十六回会談をされました。その中で、「自分が日本を去る時には、必ず憲法を改正する」と、マッカーサー元帥は占領軍の司令官として、吉田総理に何度も約束をされたようですが、朝鮮動乱解決のために原爆の使用もやむを得ないとする元帥の意見がトルーマン大統領の逆鱗にふれ、突然解任になりました。その間の経緯についても、アチソン秘密文書の公開によって明らかにされております。アメリカは朝鮮動乱の勃発する一年前に、中国を抱きこむ計画をひそかに立てておつたわけで、そこに原爆を投下しようとした將軍が首を切られても、これは不思議ではございません。

その後の状況は、あらためてお話をするまでもない。ラオス、

取り戻さなければなりません。さきほどお話をありましたように、今日はたしかに「物で榮え、魂は滅びつつあります。三島由紀夫先生の辞世の歌に、「ますらをがたばざむ太刀のさやなりに幾とせたえて今日の初霜」とありますが、このままで日本にも大変な時代が来るぞということが、歌の中に盛り込まれていると、私は思うのでございます。（拍手）

そこで、私どもは、この場から日本全土に、新しい日本の生きる道を見つけるための前提としての、自主憲法制定ということを訴えていかねばなりません。（拍手）そして、来年は、天皇陛下御在位六十年をお祝いする会を盛大に行い、みんなで新しい日本を作るという国民運動を起こそうではありませんか。何ものにもとらわれない、般若心経のような心をもつて、ひとつ新しい日本の謳いあげを実行していきたいものでございます。（拍手）最後に申し上げたいことは、この場で自主憲法について考えると同時に、世界の情勢の中で、日本が今どうなつてゐるかということを考えることが（拍手）、なによりも必要ではないだろうか。（拍手）つまり、単に憲法改正、自主憲法制定を叫ぶだけではなく、「世界戦略の中での主憲法である憲法をいかに考えるか」という新しい動きにしませんと、昭和の若い世代がついて参りません。そのような意味で、今日お集まりの皆様がたも、ますます意欲を燃やしていただきますように、心からお願ひをしまして、御挨拶とさせていただきます。（拍手）



## 自主憲法制定こそ、戦後総決算の大道

参議院議員

自主憲法期成議員同盟代表 板 垣 正

自主憲法期成議員同盟を代表し、一言御挨拶申し上げます。まずもつて同志の皆様の、たゆまざる御熱意に対し、深甚なる敬意を表する次第であります。まさに自主憲法の制定なくして戦後は終わらず、わが国の眞の独立もあり得ません。

しかし、戦後すでに四十年、わが国が独立を回復し、三十年を経て、なお依然としてわれわれの上に、占領憲法が君臨しつづけているのが現実であります。誠に遺憾であり、痛恨の極みと申さねばなりません。（拍手）いやしくも独立国家に、占領中に占領軍によつて押しつけられた憲法がまかり通つてゐる状況の中には、われわれが最も憂慮しなければならない、深刻な民族の危機がひそんでいると申せましょう。

（拍手）それは、第一に日本人の心の喪失であり、道義の頽廃であります。第二には、歴史・伝統の断絶であり、民族的価値感の混迷であります。そして第三に、国家理想を見失なつてゐるところです。そこで第三に、国家理想を見失なつてゐるところです。（拍手）それは、第一に日本人の心の喪失であり、道義の頽廃であります。第二には、歴史・伝統の断絶であり、民族的価値感の混迷であります。そして第三に、国家理想を見失なつてゐるところです。（拍手）

「日本は経済の点においても、すでに他国の援助を待つ状態を脱し、進んで後進諸国への協力をなし得る状況に達している。防衛の面において、いつまでも自國の防衛を他国の方に頼る段階は、もう過ぎているのではないか。むしろ、経済的にも技術的にも、はたまた学問的にも世界の一流に伍するに至つた独立国日本が、防衛の面において他国依存であるということは、国家としてはいわば片輪の状況であるといつてよい。国際外交からみても、決して尊重されないだろう」

「今日は東西両陣営の微妙な対立・均衡の時代である。そしてその均衡の上に世界平和が保たれている時代である。日本はその間に處して、応分の貢献をすることこそ、陣営の一員としての義務である。しかるに、同盟国の真剣な防衛努力に水を差すような行為が、政府当局において行わされている。これは一部の世論に媚びるもの、自信を失いたるものといわねばならない」

このように喝破しておられるのであります。（拍手）

実は、この問題は去る二月二十一日の衆議院予算委員会においても取り上げられ、質問に対し中曾根総理は、「吉田元総理は晩年、そういうお考えをお持ちであつたと確信している。吉田さんが今生きておられたら、私のやつてることを、よくやつていると言つて、きっと褒めてくれるだろう」と、やや自画自讚氣味に答弁をされているのであります。

いざれにいたしましても、吉田元総理が二十二年前に説か

い、国際的孤立を招きつつある、というのがわが国の現状であります。（拍手）ここで、ぜひ申し上げたいことは、さきほどから吉田元総理のお話がございましたが、いわゆる吉田ドクトリンをめぐる誤った認識についてであります。

ご承知のごとく吉田ドクトリンとは、対日講和に際し、時の吉田茂総理がアメリカの故ダレス特使の日本再軍備要請に対し、これを不可能として拒否した、歴史的事実に端を発しております。そして、日本はなるべく軽武装で、経済的繁栄だけを追求していく。これが一番得をする道であるから、この路線は変更すべきでないと、世上でいわれてゐるものであります。しかし、実は吉田元総理のお考えは、それとは全く異つてゐることが、昭和三十八年に出版された『世界と日本』と題する吉田さん御自身の著書によつて、明らかにされてゐるのであります。要点をかいづまんと申しますと、

れたことが、今日ただ今の時点において、あらためて新鮮な響きをもつて迫つてくるのを感じざるを得ません。そのことは、わが国がいかに無為のまま、戦後後遺症にひたりきつてきたかを物語るものであります。もとより政権政党たる自由民主党の責任は重大といわなければなりません。今や政治、外交・防衛・経済・行財政・社会・教育・文化などのすべての分野にわたり、戦後の見直しが求められております。その帰着するところは、正に国的基本法たる憲法を、国民自らの手で作りあげること。すなわち、自主憲法の制定こそ、戦後の総決算の大道であります。（拍手）今や、行動の時であり、われわれの一日一日は、あらゆる敗戦後遺症や、偽善との熾烈な戦いでなければなりません。（拍手）

その意味において私は、目下の焦点となつております靖国神社公式参拝問題の決着こそ、戦後体制脱却への突破口であると確信し、ここに同志の皆さんのが格別の御理解と、御支援を心からお願いする次第であります。（拍手）

終わりに臨みまして、われわれ日本国民の悲願と申すべき自主憲法制定を目指し、本日ここに御参集の皆様の、よりいっそ御健闘を御期待申し上げますとともに、自由民主党はもとより、自主憲法期成議員同盟といたしましても、真剣にその責任を果たして参ります決意を表明いたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。（拍手）どうもありがとうございました。（拍手）



## 独立国の憲法とは いえない現行憲法

駒沢大学教授

学者文化人代表 竹花光範

現在の日本国憲法なるものをみると、その内容は、占領国がわが国を占領統治するための、基本法とでもいへべきものではないかと、そんなふうに思われます。と、いうのは、一つは占領下に作られたということ、もう一つはその内容なのであります。占領下に作られたという点につきましては、今日もいろいろ議論がございましたし、巷間でも論議的目的になつておりますけれど、内容的な問題については、あまり議論されておりません。その点に話をしぼつて申し上げてみたいと思います。

さきほど、日本国憲法は内容的にはいわば占領管理の基本法ではないかと申しましたが、その理由の一つは、国防に関する明白な規定がないということです。自衛隊法といふ、憲法より下位の法を作り、軍隊ではないと称して自衛隊を設け、足らざるところは日米安保で補うという、便宜的な

だと、こういうことだらうと思うんですね。

そのドイツの基本法でありますと、占領下に作られたといふことから、当初は国防や国家の非常事態に対処するための規定が、全く入つてなかつた。その意味では日本国憲法と同じであります。ところが、ドイツの場合は、一九五四年、ドイツ条約によりまして独立を回復しますと、ただちにこの基本法の大改正にとりかかり、五十四年と五十六年の二度にわたりの改正で、ドイツ国防案というものを創設いたしました。つまり以前の軍隊を持ったわけですね。そして、基本的な国民の義務の一つとして、兵役の義務を規定いたしました。戦後の日本では、徴兵制などと申しますと、すぐ軍国主義者のようにいわれまして、袋叩きにあつのでござりますけれど、徴兵の義務などというのは、世界の主要な国家においては当たり前のことと考へられているわけです。アメリカの場合には明文の規定はありませんが、政策の問題として、非常時には徴兵制、平和時には志願兵制をとつておりますし、日本を唯一の例外として、他の国々はすべて兵役を国民の基本的な義務としているわけであります。

このように、ドイツは独立回復後二度の大改正で国防軍を創設する。それから、さらに十年間にわたりまして、大いに議論をいたしまして、一九六八年にふたたび大改正をして國家の非常事態に対処するための規定を、基本法の中に挿入しました。この改正によりまして、ドイツの基本法は、名称

手段をとつてゐるわけです。それからもう一つ、国家の非常事態に対処するための規定が、まるで欠落しております。帝國憲法には、例えば戒厳に関する規定とか、非常事態に関する規定、あるいは緊急財政処分に関する規定がございました。諸外国の憲法をみましても、非常事態に対処するための規定がないなどということは、私の知る限りございません。戦後日本と同じような状況下で、国家の基本法を作らざるを得なかつた西ドイツは断固として抵抗いたしまして、憲法という名称をつけなかつたんですね。ドイツ共和国基本法という名稱にして、その基本法の一番後の条文に、いづれドイツが統一されて、眞の独立を達成した暁には、正式な憲法が作られるんだと。この基本法はあくまで暫定的なものなんだと謳つてあるわけです。つまり、ドイツが統一され、ドイツの戦後が本当の意味で終わつた時に、憲法というものは作られるん

は基本法ですけれども、独立主権国ドイツ連邦共和国の根本法として恥ずかしくないよくなつたわけですね。  
ところが日本はどうでしょうか。占領下に作られたそのまま、四十年間来てしまつた。国防に関しては、さきほどふれましたように、自衛隊法という下位の法によつて、軍隊ではないと称しながら、自衛隊を設けてなんとか賄つているという有様です。ところが、国家の非常事態に対処するための措置は、全くといつていゝほど講じられていません。たまたま戦後四十年間、平和に繁栄してこられましたが、それは僥倖であつて、今後もずっと続くとは限らない。まさかの時、一体どうしたらいいんでしようか。そういう事を考えてみると、何度も申しますように、日本国憲法なるものは、占領統治のための基本法であるとしか考へようがありません。占領下におきましては、国家の非常事態に対する処置も、すべて占領国が行うわけですね。しかし、独立したといふことになるならば、それは自前でやつていくというのが原則であります。そういうた、最も基本的なことについて、もう一度考えてみる。そのための五月三日である、というようにしたいものだと、私はいつも考へております。そうすれば、そんなにさきにならぬうちに、憲法を改めて、独立主権国家の憲法にふさわしい、眞の自主憲法を作らうではないか、といふ国民的な世論が、膨湃として湧き起つてくるだらうと、そんなふうに確信している次第であります。(拍手)

## ●推進の言葉

# 平和憲法で国は守れない！



日本婦人連合会会長

婦人代表 荒川綾

綾

時間が切迫しておりますようで、申し上げたいことは山ほどございますけれど、要點だけをかいつまんで申し上げます。まず第一点は、アメリカ人にとっては、日本人の性格というのだが、実にどうもよく分からぬ。先日もマッカーサーといつしょに憲法草案を作つた人が来日されて、自分達の押しつけた占領憲法がまだそのまま守られていることは、驚きの驚きだと、呆ッ気にとられていました。(拍手)

それから国民の私どもも、一所懸命で憲法の話をつかがいますが、自主憲法を制定せよという側の学者や、あるいは熱心に研究あそばしている方々は、この条文はこうだから、こう解釈すれば今の憲法でよろしいが、この条文だけはどうしてもこつ變えなければ日本という國柄には合わないと、それはまことに具体的な、的を射たことをおっしゃいます。ところが、民社党さんでも、公明党さんでも、平和憲法。たつた

この四字で片付けてしまいます。なんで、平和憲法で国が守れるんだろう。(拍手)非常に不思議な話でござります。

第三に教育のことですが、母親の立場から申しまして、三つ子の魂百までの諺通りでござりますから、家庭教育をもつて大切にしていただきたい。殿方、お父さま方は家庭教育を母親まかせにしないで、父性愛というものをしっかりと家庭教育に注ぎこんでいただきたい。日本人としての根性を作つていただきたい。(拍手)これが私のお願いでござります。

教科書も大変な偏向でござります。権利ばかり主張して、責任についてはほつたらかしでは困りますし、美しい日本の歴史も書かれていない。こういう編集をなさる共産党の先生方は、どうぞ赤いお国に移住していただきたい。(拍手)

また、靖国神社を今まにしておくことは、國民の恥であると申し上げて、私の話を終わらせていただきます。(拍手)



## ●推進の言葉

### 若者も 改憲に口ざめつつある

国際勝共連合

青年代表 西田憲俊

私の学生時代を振り返つてみると、おおかたの青年達と同じように、憲法に対して考えることは、全くといつていいほどありませんでした。平和と自由と物の豊かさを満喫し、幸せを感じていたからであります。もし、そのころ世論調査に応じて、憲法改正の賛否について質問されたら、憲法に対して全く無知な私でも、ちゅうちょなく憲法は守るべきだと答えていたと思います。人間は今が平和であり、今が豊かであれば、だれしも現状維持になると思うのであります。ですから、私は今日の新聞の世論調査というものを、そのまま信することはできません。(拍手)最近毎日新聞が、非核三原則と防衛費GNP1%枠問題で世論調査を行つております。しかし私は、例え数字の上では小さくとも、そこにこめられている重み、あるいは情念、あるいはその問題に対する考え方、

そういうものをその数字から読みとることは出来ないと思うのです。かえつて、そういう数字ではなく、今後の日本の流れを変えていくものは、その数字にこめられている一人一人の魂のボルテージの高さにあると確信するものであります。すなわち今日、憲法改正を唱える人は少數かも知れません。しかし、改憲論議すらタブー視されてきた中におきまして、貫して闘つてこられた諸先生や、同志の皆様の断腸の思いや涙というものが、そこには隠されていると思うのであります。(拍手)私は戦後政治の総決算は、スパイ防止法の制度と自主憲法が制定された時であると、毎日街頭で訴え続けて参りました。今、私が肌にひしひしと感ずることは、若者達がやつと耳を傾け始めたということです。正しい思想を持った若者の手ごたえを感じながら、さらに訴え続けていくことを、ここにお誓い申し上げ、青年の主張を終わります。(拍手)

# 戦後政治と憲法問題

政治評論家

藤原弘達



## 一、私を言論の世界に駆りたてたもの

まず冒頭に、昔、私が書いたものの中から、ある文章を読ませていただきます。

「南原総長をはじめとする諸教授連は、國体変革論を真っ向からよりかざして金森(当時の)憲法担当相に迫りつつある。はたして國体は変革され、革命があつたのであらうか。法理論は第二、第三の問題として、革命を云々する以上、それを裏づけるべき事実が存在しなければなるまい。ボツダム宣言の受諾をもつて革命とみるのか。民主主義は必然的に人民主権を意味するがゆえに、革命と断ずるのか。この点の事実認識の相違が、一つは國体護持論者となり、他は國体変革論者となつてゐる。宣言受諾に際し、国民の意識を支配した重要な要素は、國体が守られるという条件の下に、聖断の下つた

こと、すなわち大御心にいでたるとの二つではなかつたのではないだろうか。この意識の結集されたものが、終戦後の国民の総意に他ならない。しかるに、これまでの憲法論議の経過をみると、国民の総意と眞の感情から、はるかに隔つた観念遊戯の感がしてならないのである。我等は、國体変革なる解釈論の当然優位を示す可能性を持つ新憲法を、はたして支持する事ができるかどうか。すべからく国民投票に訴えるべきである」

これは、昭和二十一年九月九日付の朝日新聞の“声”的欄に載つております。当時、私は広島県の尾道におりまして、肩書きは何もございません。復員者と書いてございます。

私は今読み返してみましても、三十九年前に書いた短い文章に流れている基本的な考え方を、改める必要を感じていな

いのであります。学徒動員で戦争に行き、帰つてみると日本

私は探究しつづけているのであります。(拍手)

## 二、憲法と日米安保は車の両輪だが……

はすつかり変わつてしまつていた。その中でも一番わからなかつたのが、ちょうど目の前に突きつけられた憲法改正論議であつたのであります。だから遠慮なく、その疑問を朝日新聞に投稿したら、載せてくれたのでござります。私が戦後、言論の方へいき、また学者としての生活をやつて参りましたのは何故か、とひとことで言えば、実はこの疑問であります。わからんから勉強してみなければ仕様がないじやないかと。わからんのにええ加減に過ごしていくのが嫌だつたのであります。もう一ぺん大学院に残つて日本の政治思想史を研究し、また、憲法というものにしても、民主主義というからには、国民のなんらかの圧倒的多数の合意を前提としなければなりませんが、国民の意志とはいつたい何であろうか。これを私は、ともかく勉強しようとしたのであります。

そのため、「現代日本の政治意識」という、私が学位をもつた本の中で、多くの世論調査を通じて国民が何を考えているか。憲法をどうみているか。また、これから日本をどうすればいいと考えているか等々の、実証的な調査・研究をやつたのであります。私は民主主義といふものは、国民の政治意識の以上でも、以下でもない。国民自身がしっかりと民主主義的な政治行動をしないで、なんば民主主義的な衣を着たつて、かえつてそれは似合わないのであります。その体に似合うようなものを自ら選んで、自ら作つてこそ、それが自らの憲法であるという考え方をすつと貫して、戦後四十年、

率直に申し上げまして、憲法が改正されれば、この国がようくなるとは必ずしも私は思つておりません。むしろ、それはいろいろな改革をやつた末の、いわば一つの終着駅のようになる可能性の方が強いという政治的状況判断でございます。また、こういう改憲、護憲という形で、国民が政党政治の下で、常に平行線的論議をくり返しているということは、いかにも不毛なのであります。(そうだ!の声。拍手)

そういう意味で、私はこの戦後の日本がどうなるか、国民のサイドからみてきたんです。マスコミの世界に入ったのも影響力が大きいからであります。昔は一部の学者先生とか、新聞の論説委員がいえば、「そうですか」と国民党はきいてくれたよ。しかし、今はそうはいかんでしょう。この憲法がこういう形で継続した背景は、増田さんが今日、吉田さんは必ずしも護憲論者ではなかつたというお話をされました。吉田さんもその矛盾といふものは十分に気づいておられた。それは晩年の著述において明瞭でございます。吉田さんは、国民的英雄のよくな、強い指導者が出てこないと、この矛盾を克服することはできないであろうと言つておられる。いわば後の指導者に託する、という思いであつたことを痛感するのであります。(拍手)

私は『吉田茂その人・その政治』という本も読売新聞社から出しておりますが、この本を読んで現総理の中曾根さんが私に手紙をくれました。これは、吉田さんを礼讃するのではなくて、吉田さんをどう越えるかという問題についての提言をしているという点において、感銘深く読んだ、という、かなり褒めてもらつたお手紙でございました。私はその吉田茂論を、どのような形で結んだかと申しますと、憲法というものと、日米安保というものは、たとえていえば、車の両輪であります。ただし、おのののサイズが違うんです。サイズの違った両輪の車の上に、日本という国家を乗せて走らせてみなさい、どういうことになるか。同じところをぐるぐる回る。まっすぐ進まんのじゃよ。だから、なんらかの形で車輪を直さん限り、前へ進まないぞと、こういう言いかたをいたしているのであります。日米安保と違つて、憲法はわれわれ国民の手の届くところにあるはずのものであります。しかし、わが国民は、これを自ら作り直そうとする意欲、情熱をどれだけ示してきたか。これは、われわれの考えざるを得ない大きな問題なであります。（拍手）

私はその意味において、日本国憲法の改正というのは、今後においてもかなり困難を予想せざるを得ません。これが自然に改正される時がくれば、まさに戦後は終わつたといえるでありますよう。なかなか、これは大変な事であります。

岸元総理も、死ぬまでに何とか改憲を実行したいと言つて

なり褒めてもらつたお手紙でございました。私はその吉田茂論を、なぜこういうことになつちよるんか。わが国の憲法論議は、なんとなく復古調であり、なんとなく昔に帰るような印象を与えがちである。だから私は、ちょうど六十年安保の段階で世界一周をして帰つた時、『中央公論』に、「世界を回つてみて、日本のようにおかしなことになつてゐる国はないから、この際ひとつ、単に保守政権とか、右の陣営だけの専売特許にしてはいけない。革新陣営の人々、進歩陣営の人々が、今の憲法をどう変えたら日本がよくなるのかということについて、それなりの意見を出すべきだ」と書きました。（拍手）これを出さないのは、おかしいじやないか。（拍手）

現在、わが国の民主主義、議会政治、政党政治というものが、大変乱脈なものになつてゐるということは、ご存知の通りであります。しかし、客観的にみれば、平和は四十年づいたんですね。こんな、四十年も平和がつづいた国は世界にありませんよ。G.N.P.はアメリカについて世界第二位だよ。アーヴィングが、大変乱脈なものになつてゐるということは、ご存知の通りであります。しかし、客観的にみれば、平和は四十年づいたんですね。こんな、四十年も平和がつづいた国は世界にありませんよ。G.N.P.はアメリカについて世界第二位だよ。アーヴィングが、大変乱脈なものになつてゐるということは、ご存知の通りであります。しかし、客観的にみれば、平和は四十年づいたんですね。こんな、四十年も平和がつづいた国は世界にありませんよ。G.N.P.はアメリカについて世界第二位だよ。アーヴィングが、大変乱脈の

メリカがもつと物を買つてくれと、おねだりしているような状態です。さらに『自由』です。かつての軍部独裁の時代には、言論の自由がなかつた。真相がかくされていた。どうして負けたのか、わけがわからなかつた。だから、それを少しでも勉強して、真相を多くの国民に知らせようと思つて、私はこういう仕事をやつてきたのであります。言論の自由も、

わが国は相当のレベルですよ。私なんかもこれだけ長年にわたつて、『時事放談』なんかで悪口をいつて、総理大臣クラスから告訴までされて、それでなんとか無事に済んでいるんですけどからね。（拍手）これがソ連だったら、おそらく強制収容所か精神病院に放りこまれているかも知れん。（拍手）そういう面からみると、私はあえて、憲法を改正したらよくななるという立場の方々に、これまで必ずしも同調しなかつたのであります。しかし、なぜ今年、こうやって出てきたか――。やはり四十年という歳月であります。今の日本をみているとねえ、いったいこの次の日本は、どこの国にモデルを求めていいかわからないんだよ。自由陣営でナンバーツウだから、アメリカの真似をするか。アメリカは国土面積で二十五倍、五十の州にわかれていて。カリフォルニア州のなかに日本全体が入つておつりがくる。そんな国の真似ができるですかね。（拍手）共産党の不破委員長に、共産党はどこの国のかな。吉田茂その人・その政治

て、共産党が主導権を握つたら、アメリカとの関係は悪くするのか、といったら、不破委員長といえども、「それでは日本経済がもたん」というんだ。（笑い）どうも、変わつたもんだぜ、共産党も。（拍手）

#### 四、憲法問題は損・得じやない！

私は日本の革新勢力というものがねえ、この憲法問題を回避したことによつて、政権がとれなくなつてゐると思つんです。と、いうのは、ナショナリティクスな感情をつかもうとあえてしないんだから。福祉が悪くなりますよ、民主主義がおかしくなりますよ、昔の軍国主義になりますよ。だから、守れ！守れ！守れだ。「守れ！」というのは保守の言うセリフだよ、このバカ野郎！（「そうだ！ そうだ」拍手）革新といふのは、現代の中にある矛盾を摘出して、これを直していくというのが仕事じやないの、あんた。（拍手）だから保守と革新がね、ひっくり返つちよるんだ。（笑い）これが、わが国戦後政治におけるアクロバット的現象といふんだよ。（笑い、拍手）こんなことで、まともに政権がとれますか。

私は戦後の日本をどうするかという問題で、さまざまの本を書いて参りましたが、日本が負けてこれだけの繁栄をしたのも、日本国民のある種の偉大さであります。旧憲法から新憲法。吉田さんじやないけれど、負けたんだから、負けつぶりをよくしよう。これがある意味において成功したのかも

知らない。しかし、それをやつていく能力の点においてはねえ、日本人は大変なものですねえ。憲法の建前と現実政治のやり方を、これだけ二重思考、ダブルシンキングでやつた民族はないねえ。恐るべきものですよ、バカではできません。

もちろん、安保があるから日本はこうやって、のうのうとしておれるんだ。もしアメリカが、日米関係が悪くなつて、日本なんか守らないと言い出したらどうするんだ、という議論も出てきております。しかし、そんなことはない。アメリカにしたつて、この日本を捨てたら、それこそソ連に世界体制において敗北することは必至でありますから、そう簡単にはいかないことは明らかです。いずれにしても、憲法というものは非常に逆説的な役割りをしながら、平和と繁栄と平等と自由のために機能した側面を持つてゐるのです。

だから私は、日本の今後を考える場合には、やはり人材本位、人間本位で、結局国民が自らの憲法を持とうとするような意欲と、迫力のある人材を作つていく外はない。（拍手）そのためには教育改革だと。（拍手）私は歴代の総理に「教育改革をやりなさい！」と言いつづけて参りました。

そういうたら、行革の問題が起つてきました。教育改革は行政改革なんです。そして教育を、二十一世紀に備える体制でしっかりと持つていく。そういう形になればねえ、自主的な憲法を持とうとする人材が、若人の中から、まさに雲霞の如く湧いてくれば、もう自然脱皮であります。（拍手）蟬のぬけ

ばという声が起つり、政界の再編成が起つり、特に総選挙においては、政府与党自民党はさまざま問題の第一に、憲法問題を出すべきであります。（拍手）総選挙におけるスローガンとして憲法問題を回避するというのは、もういけないんだ。これは諸悪の根源であります。（「そうだ！」の声）国民の精神の退廃にしても、教育の荒廃にしても、すべてを憲法に帰するのはいささか無茶かもしませんが、しかし、そういう要因が構図にあることは否定できません。（拍手）その意味で私は、自分の言論を通じて、日本の政治が昔のようにならないですむように、気がついたら戦争が始まつていて、気がついたら負けておつたと、こんなことにならないように、いろいろ提言をし、議会制民主政治をある程度定着させることを考え、また、日本が最も武力な国でありながら、なかかつ諸外国から尊敬されるような国家のあり方を追求しつづけました。そのためには、どうしてもこの憲法を、なんとかしなければならないという、総合的な結論に到達したということをございます。（拍手）

私は、憲法についてはいろいろ悪口を書いていますよ。憲法は神聖にして犯すべからずのようなことはいけません。国民あつての憲法なんですから、自由に論議すべきです。また新聞もその紙面をさくべきだし、放送局なんかも、憲法記念日にこれだけハッキリ対立してゐるならしてはいるで、なぜそういう番組を組まんか！（拍手）おかしいぞ！（拍手）

がらのよう、現憲法を捨ててしまつ時がくるであろうと。

（拍手）行革、教育改革に手をつけた中曾根総理とじつくり話してみると、やはり終局目標を憲法改正に置いていることは、ほぼ私との接触に関する限り間違いないと考える。（拍手）つまり、それが彼のいう戦後日本の総決算であります。だから、これを直すか、直さざるかによつて、この総理大臣の今後を占うべきでありますし、ニューリーダーもまた、そういう覚悟を持つてもらわねばならないのであります。（拍手）――私は、ニューリーダーは、行革、教育改革、やはては戦後体制自体を改革するという大きな路線において協力すれば、できることはないと思う。現在の派閥政治の低い次元で喧嘩ばかり繰返しておればねえ、憲法論は常に後になつてしまふであります。（拍手）四十年という切りのいい年だし、このへんで腹を据えて、もつとも重要なことを堂々と国民にぶつけで行け！自由民主党もおかしいよ。政権政党として、自分達がちゃんと政綱を作つておいて、憲法については選挙の時に、いつもこれ、逃げるんだよ、損するからといつて。（「そうだ！」の声。拍手）憲法問題は、損得ではない！（諸方から「そうだ！」の声。拍手）冗談じゃないよ、これは。（大拍手）まあ、日本の政局はこの秋、かなりの混迷を予想されております。これが自主憲法を持って、という大きな動脈によって、ずうつと一連の虹のよう貫けるとは、とても思えませんが、しかし、この混迷がつづけばつづくほど、なんとかしなけれ

要するに憲法なんて、傍観者のように眺めておればええ。大切なもんだという建前だけとりながら、実は無視し、軽視しているということをございます。ハッキリと、憲法を自らの手で作ろうとする力と、どんなことがあってもこれを守つていこうという力とは、そろそろキチンと対決の姿勢を示さねばならないタイミングにきているのは間違いないのであります。（拍手）

それが戦後政治の総決算であると同時に、大いなる交通整理になる。その交通整理をしっかりとやらないと、ミソもクソも一緒ということになつて、わけがわからんことになる。気がついた時には、どうなつとつたんかいな。その時に「憲法さん助けて頂戴！」といつたつて、成田山のお守りほどの効用もないよ、その時の憲法は。（笑い、拍手）

そんなねえ、利益感覚の憲法から、我々はもう一步主体的に、憲法を作りかえる人間の自信というものを、このへんで取り戻さなければならないと思うものでござります。

いろいろと申し上げました。まあ、言うことはみなさん同じでございまして、私の言い方はやや多角的、かついささか面白い話をしたつもりでございます。自主憲法を作る国民大会としては、すこしく型破りであつたかも知れませんが、私の生きざまと言論とが型破りなのでござりますから、その点はひとつ、御諒承ねがいたいと思います。（拍手）どうも、ありがとうございました。（拍手）

## 大 会 決 議

一、我々は、「改憲は、戦後の総決算」とのスローガンのもと、わが国の国情と時代にふさわしい自主憲法を早期に制定し、もつて民族の悲願実現を期す。

一、我々は、自由民主党が、結党以来の重要な政綱である「自主憲法制定」を、年頭の党大会で決議・宣言・運動方針に掲げたとおり、党が率先して、一大啓発運動に取り組むよう、ここに要請する。

### 右 決 議 す る

昭和六十年五月三日

### 自主憲法制定国民大会

司会者 次に、大会決議に入りたいと存じます。では決議案の朗読を、新日本協議会の田中健之君にお願いいたします。（上掲の大会決議文を、力強く読みあげる）

司会者 ただいま朗読いたしました決議案を、今大会の決議として採択することに、ご異議ありませんか。（盛大な拍手）ありがとうございます。（ございました。万雷の如き拍手をもって、大会決議はここに採択されました。）

なお、この決議には自由民主党に対する要望も含まれておりますので、本日御出席の増田甲子七会長代理から、のちほど自民党本部へご伝達いただきたいと思います。（大拍手づづく）



●閉会の辞

に盛りこまれるべき理念・内容、運動の方針、各界代表による推進の決意などが力強く述べられたわけでございます。

私は、日本文化の世界に誇るべきものは、悠久の昔に確立され、未来永劫にわたって変わることのない、わが国の国体であるといたします。（拍手）

新しく生まれ出される憲法は、この国柄の顕現でなければなりません。ところが、現在では国民の憲法に対する観念にかけりが生じております。私どもは、このかけりを払拭することに全力を傾注いたしまして、澄みわたった、濁りのない、公明正大な憲法の制定を願うものであります。

終わりに主催者一同を代表いたしまして、御来賓の皆様方及び御参集の各位、並びに明治神宮御当局に対しまして、心から御礼申し上げ、閉会の辞といたします。（拍手）

### 憲法の実現を！ 國柄を明らかにした

日本郷友連盟会長 廣瀬榮一

●万歳三唱 東京大学名譽教授 宇野精一

本日は由緒ある明治神宮の森に、各界の先達の方々の御来臨を得まして、また、全国からは自主憲法制定を願う有志多数が御参集せられ、おかげをもちまして、本大会は終始、盛大に行われました。厚く御礼申し上げます。（拍手）そして、自主憲法制定の必要性はもとより、自主憲法の中

大変僭越であります。御指名でございますので、万歳を三唱いたしたいと存じます。どうぞ御唱和下さい。

（万歳三唱は、明治神宮の高澤信一郎宮司の予定でありましたが、熱弁が続き、閉会が三十分延長されたため、宮司様の次の行事時程に喰い込みましたので、止むなく退席され、宇野先生に代わって音頭をとつていた次第です。高澤先生には、この紙面をかりて、お詫び申し上げます。）

## 盛 会 御 礼

### 編 集 後 記

去る五月三日、明治神宮会館において挙行されました「第十六回自主憲法制定国民大会」は、終始熱氣溢れる満席の盛況裡に、無事終了いたしました。

これも、心ある皆様方の御熱意と御芳情によるものと、執行部・事務局一同、心より厚く御礼申します。

なお、気運上昇の折柄、この運動に一層の御理解・御尽力を賜りますよう御願い申し上げます。

昭和六十年六月吉日

主催　自主憲法制定国民會議  
会長　岸　信　介  
理事長　植　竹　春　彦  
世話人、役員一同  
主催　自主憲法期成議員同盟  
会長　岸　信　介  
常任理事、役員一同

▼今年の大会は、プログラムに当初予定の発言者数名に事情が生じ、当日変更がありましたので、その事情を記し御了解を戴たいと思います。

▼まず開会の辞の池田清志自主憲法制定国民會議副会長ですが、大会の十日ほど前に急性ヘルニアで手術され、退院はされたものの当日の出席を医師に止められ、大層残念がられて発言原稿を事務局へお届け下さいましたので、当日はその事情を述べ司会者が代読をいたしました。

▼主催両団体の岸信介会長は、これまで本大会には欠かさず出席され挨拶をされ、本年もその予定でしたが、今年は、源平合戦で入水崩御せられた安徳天皇を御祀りする山口県の赤間神社で、丁度五月二一四日にその八百年祭がとり行われ、しかも高松宮・同妃殿下が御下向になることになりましたので、同神社奉贊会

会長を勤めます岸先生には、宮様が御下向になるのに、主人役が不在といふわけには行かない、として急速

両団体の会議を開き、その結果議員同盟の副会長の一人で、吉田元総理の片腕といわれ、いくつもの国務大臣を歴任された増田甲子七先生が、会長代理を勤められた次第です。

▼右のほか、自民党幹事長が海外出張のため国民運動本部長に代わるなどありましたが、大会は熱弁が続き閉会が三十分延長されたほどの盛会でありました。  
(清原)

憲法	第十六回国民大会報告号
発行日	昭和六十年六月二十日
編集	
発行人	事務局長 清原淳平
発行所	自主憲法制定国民會議
T 104	中央区八重洲二十六一六
北村ビル3F	
電話	五〇二一五〇四一一番
振替	東京六一二二八七九
定価	三百円(送料七十円)

・自主憲法第750号 禁無断転載



▲会場設営の打合わせが早朝から行われる

書籍売場につめかける参会者▶

▼配布書類の袋づめに忙しい

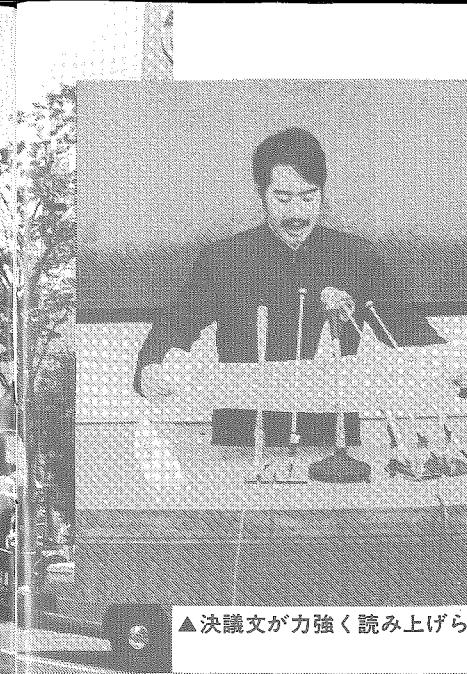




▲宣伝車は大会前日から都内を駆けめぐる



▼改憲への決意もあらたに帰途につく参会者たち



▲決議文が力強く読み上げられる



▲記念講演で満場をわかせた藤原弘達氏  
▼会場を埋めつくした参会者とＴＶ報道陣



会場を埋めつくした参会者とＴＶ報道陣